

# (仮称) 川口市子ども条例の全体構成 (案) について

## 前文

### 第1章 総則 (第1条～第3条)

#### 目的

すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現

#### 定義

子ども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等、事業者  
※子どもの範囲は原則18歳未満とする。

#### 基本理念

##### ①子どもの安全・安心

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもが安全にかつ安心して成長できるようにする。

##### ②子どもの健全育成

子どもが健やかに成長できるよう、子どもの成長の段階に応じた必要な支援と環境づくりを行う。

##### ③子どもの未来応援

一人ひとりの子どもが、自分らしくその能力と可能性を伸ばすことができるようにする。

##### ④すべての子どもへの支援

性別、国籍、経済状況、障害の有無、家庭のかたち、性的思考及び性自認等に関わらず、すべての子どもに対して必要な支援をする。

「構成案」の  
4本柱

### 第2章 責務及び役割 (第4条～第8条)

市の責務

保護者の役割

市民等の役割

育ち学ぶ施設等の役割

事業者の役割

### 第3章 施策の実施 (第9条～第14条)

#### 子どもの権利侵害等への対応

児童虐待、いじめ、体罰その他身体的及び身体的暴力は子どもの権利の侵害であり、こうした行為の防止、早期発見及び救済を行う。

#### 切れ目のない子育て支援

子どもの成長段階や状況に応じた必要な支援を行い、子育てへの不安を軽減し、子育てを楽しめる環境をつくる。

#### 子どもの育ちへの支援

子どもが「自ら育つ」ことができる環境をつくる。  
子どもからの相談に応じるとともに、子どもの安全を守る。

#### 家庭・養育環境への支援

課題を抱えた家庭への支援を行う。  
相談窓口の充実のほか、家庭の状況に応じた支援を行う。

#### 子どもの未来応援

家庭の事情等により、本来子どもが持つべき勉強や遊びなどの機会や時間を確保できない子どもに対する支援を行う。(ヤングケアラー支援、子どもの貧困対策など)

#### 配慮が必要な子どもへの対応

障害のある子どもや日本語の習得が十分でない子どもなど、健やかな成長のために一定の配慮を必要とする子どもに対し必要な支援を行うと共に、差別等を防止する。

### 第4章 施策の推進 (第15条～第20条)

推進体制 (各主体の連携)

計画策定 (※)

※国のこども基本法制定の流れを踏まえ検討

他の条例・計画等との連携

子どもの意見表明とその反映

広報と啓発

委任